

# Japanese / 日本語 – DMCA Notices

[Home](#) / [Japanese / 日本語 – Disney Terms of Use](#) / Japanese / 日本語 – DMCA Notices

## DMCA通知

合衆国法律集第17編512(c)(2)条に基づき、著作権侵害の申し立ての通知は、サービス・プロバイダーの指定代理人に送付しなければなりません。

通知の送付先である指定代理人: サービス・プロバイダー: The Walt Disney Company

侵害申し立ての通知を受理する指定代理人の担当者名: Lance R. Griffin

通知の送付先である指定代理人の正式な住所: 500 South Buena Vista Street, Burbank, California 91521, USA

指定代理人の電話番号: +1 818-560-1000

指定代理人のファックス番号: +1 818-560-4299

指定代理人の電子メールアドレス: [designated.agent@dig.twdc.com](mailto:designated.agent@dig.twdc.com)

通知が有効であるためには、以下の内容すべてを含む書面により行わなければなりません。

1. 侵害を申し立てる独占的権利の所有者の代理人としての権限を有する者の直筆または電子形式での署名
2. 侵害していると申し立てられている著作物の識別情報、又は、単独のオンラインサイト上にある複数の著作物を一度に通知する場合は、当該サイト上の当該著作物を明記した一覧表
3. 侵害しているまたは侵害行為の対象であると申し立てられるものであって、サイトから削除するまたはアクセス不能にすべき素材の識別情報、及び当該素材を当社が特定するのに合理的に十分な情報
4. 申し立て当事者に当社が連絡を取るための合理的に十分な情報（住所、電話番号、可能な場合は申し立て当事者と連絡を取ることができる電子メールアドレスなど）
5. 申し立て当事者が、申し立てた内容での当該素材の使用は著作権所有者、その代理人または法律により承認されていないと誠実に信じているという陳述

6. 通知情報は正確であり、偽りの場合は偽証罪に問われることを承知のうえで、申し立て当事者は、侵害を申し立てる独占的権利の所有者の代理人としての権利を有するという陳述

当社は、Disneyサービスに関する通則によって特定の素材を削除またはアクセス不能にしたという通知をお客様に送付することがあります。この場合、当社にユーザー登録されている電子メールアドレス宛での電子メール、または当社に登録されている住所宛に第一種郵便による文書を送付します。当該通知を受理した場合、指定代理人宛に書面で異議申し立てをすることができます。当該書面には以下の情報が必要です。異議申立書が有効であるためには、以下の内容すべてを含む書面により行わなければなりません。

1. 直筆または電子形式での署名
2. 削除されたまたはアクセス不能になった素材の識別情報、及び削除またはアクセス不能にされる前に当該素材があったサイトアドレス
3. 偽りの場合は偽証罪に問われることを承知のうえで、当該素材が錯誤または誤認により削除またはアクセス不能となったと誠実に信じているという陳述
4. 氏名、住所、電話番号、及び、居住地の司法管轄区（居住地が米国以外の場合は、Disney Interactiveが所在する司法管轄区）の連邦地方裁判所の管轄に服すること、並びに侵害を訴える通知を送付した者またはその代理人からの訴状の送達を受理することに同意する陳述